

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

令和3年2月19日

香 取 市 長

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
一ノ分目新田地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和2年5月27日
3. 集落・地域の耕地面積
127ha
4. 対象地区の課題
高齢化により離農する農業者が増える。
5. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針
農地中間管理機構を活用した地域の農業法人や認定農業者等への農地集積・集約化を推進する。
6. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況

個人	4経営体
集落営農	2組織
法人	2法人
7. 5の方針を実現するために必要な取組に関する方針
貸付け等の意向が確認された農地は、138筆 155,152 m²となっている。
8. 農地の貸付けの意向
138筆 155,152 m²